

「福島県地産地消推進プログラム」

～地域経済循環の活性化へ～

平成17年11月14日改定

平成17年 2月21日改定

平成14年 6月10日

福島県地産地消推進会議

1 趣旨

(1) これまでの経緯と地産地消の成果 ～地産地消の取組みの活発化～

本プログラムは、県民相互の連携と協力、いわゆる「結」の精神を基調として、「地産地消」の考え方を県政のあらゆる分野において展開することにより地域の活性化を促進することを目的に、平成14年6月10日に策定した。

これ以降、平成16年度までの3か年を重点取組期間として、県の物品調達における県産品等の利活用や公共施設等での県産材利用の推進、農産物直売所の活動支援、学校給食における地元農産物の活用促進、各種イベントを通じた地場産品のPR等、各地域や各分野において多様な取組みを展開してきた。

この結果、地域における地元産品の消費拡大や、市町村と民間の取組みの活発化などの成果をあげてきたところである。

(2) 基本的な考え方 ～地産地消の推進による地域経済循環の活性化へ～

これまでの成果を踏まえて、今後は「結」の精神を基調とすることに加えて、地域主導による経済の循環という、より大きな視点から取り組むことが重要である。

すなわち、地域の生活を支える要素である地域の資源を改めて見直し、愛着を持ってできるだけ利用・活用することで、地域経済を活性化させる。また、地元の需要に支えられはぐくまれた産品の中で、特に優れたものは積極的に地域外（県外）に売り込んでいくことが必要である。

一方、地域経済は、地域の文化、生活、自然環境と融和し、地域特性を生かした発展が求められている。

地産地消の推進を、こうした地域経済循環を活性化するための本県経済を支える重要な施策の一つとして位置付け、全県的な運動として取り組むこととする。

資源：農林水産物・地場産品、人材・知識・技術・ノウハウ、資金・金融、文化・歴史・自然・景観、施設、天然資源・エネルギーなど

2 推進に当たっての視点

地産地消の取組みを強化し、地域経済の循環を活性化するためには、地域住民の一人ひとりのもとより個々の地域社会が、「地域の資源＝地域の宝」に誇りや愛着を持つことが重要である。

このため、次の三つの視点を設定する。

(1) 地域経営・地域貢献

域内（県内）の生産、流通、消費における各経済主体が、地域全体をひとつの経営体としてとらえ、それぞれの立場で行動することにより、地域全体の活性化のために貢献する。

(2) 域内産業連関の緊密化

域内（県内）の各経済主体同士が、相互に利益を高め合う方向で連携し、緊密化を図る。

また、新たな「地域の宝」の発掘やそれを利用した高付加価値商品の研究開発などを促進することにより、地域経済の好循環に欠けている機能あるいは不足している機能の整備充実を図る。

(3) 開かれた地域経済

地産地消の推進は、閉鎖的・保護的な地域経済を目指すものではない。域内外（県内外）の消費者等から評価を受けて、自ら磨き上げ、ブランド力のある商品の開発につなげるなど、競争力のある地域経済の形成を推進する。

3 プログラムの期間

平成17年度から概ね3年とする。

4 地産地消実践プログラム

(1) 県が率先して取り組むための【県庁実践プログラム】

県政のあらゆる分野において、県自らが率先して県産品等の利活用や県内企業の受注機会の確保について積極的に取り組むことにより、地産地消の推進を広く県民にアピールする。

県産品等：本県が有する資源（地域の宝）を利用・活用して作られたもの、県内で生産され、採取され、水揚げされた農林水産物、若しくは当該農林水産物を主原料として使用し、県内で製造された加工食品又は特色ある県内の産品等

ア 物品調達等における地産地消の推進

- (ア) 県が行う物品調達については、県産品等の利活用に努めるほか、県の主催する会議やイベント等においても県産品等を積極的に利活用するなど、県自らが率先して地産地消を目に見える形で実践するとともに、具体的な数値の把握に努める。
- (イ) 県有施設の給食や食堂等で使用される食材についても可能な限り県産品等の利用促進に努め、併せて具体的な数値を把握する。
- (ウ) ミニ市場公募地方債「うつくしま県民債」の発行により、県民の県の事業や財政状況に対する関心を高め、県政への参加意識を高める。
- (エ) 県職員は地元の商店街などを積極的に活用し、率先して県産品等の購入・利用及びPRに努める。

イ 公共施設等への県産材利用の推進

- (ア) 公共施設等の建設に当たっては、県産木材や石材等を積極的に使用することにより、県産材利用のアピールに努めるほか、発注時の共通仕様書により、県産材の利用拡大を促す。
- (イ) 県有施設については、「県有施設の木造化、木質化の推進に関する指針（平成14年4月1日施行）」に基づき、環境コストの面からも県産木材の積極的な利用を図るほか、公立学校等における備品等についても、県産材による木質化を検討する。

ウ 公共事業等における県内企業の受注機会の確保

- (ア) 県が発注する公共事業等について、適切な発注規模の設定等によ

り、県内企業の受注機会の確保に配慮するとともに、発注時の共通仕様書により、下請負契約における県内企業の活用を促す。

(イ) 経常建設共同企業体制度及び特定建設工事共同企業体制度を活用することにより、全体の技術力を向上させる。

(ウ) 調査委託、設計委託等の契約においても、県内企業の受注機会の確保に配慮し、企業の育成に資する。

(2) 地域産品の県民利用促進のための【地域産品利用支援プログラム】

本県の豊かな風土から生まれた農林水産物や地域に根ざした地場産品を改めて見直し、消費者の積極的な利活用を促進するとともに、地域経済を支える農林水産業や地元商工業・サービス業の活性化を支援する。

ア 県産農林水産物の消費拡大

(ア) 生産者と消費者、食を提供する産業との相互理解を深める交流等を支援し、県産農林水産物に対する理解を促進し、消費意欲の高揚に努める。

また、食に対する安全・安心や健康志向への関心の高まり等を踏まえ、適正表示や生産履歴、食品の安全性や健康に有効な成分などに関する情報の提供に努める。

(イ) 消費者等が県産農林水産物を購入しやすい環境をつくるため、安全で良質、かつ多様な消費者のニーズに対応した農林水産物の生産拡大を推進する。

また、生産者、卸・小売業者及びサービス業者等が連携した農林水産物の安定的な供給体制の整備を支援する。

(ウ) 学校給食等において地元産や県産農林水産物の消費拡大のため、生産者と教育委員会を始め栄養士などの関係者との相互の円滑な連携を推進することにより、安定した生産・供給体制の整備を促進する。

また、食育の推進や食農教育等を通じた教育現場などにおける地産地消を促進する。

学校給食等：教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健等の施設における給食等

(イ) 食品産業等（加工、外食・中食等）における県産農林水産物の利活用を拡大するため、生産者と地元食品産業等の連携を強化し、需要に応じた地元産品の供給拡大や新商品開発等への取組みを支援する。

- (オ) 生産者、消費者及び流通関係団体等と連携し、県内消費者や実需者（加工、外食・中食業者等）に対する情報の提供・発信を推進するとともに、利用拡大を促進する。
- (カ) 県産木材の利用を拡大するため、木材の有する「自然」、「ゆとり」、「ほんもの」及び「ぬくもり」といった価値並びに人や環境にやさしい特質を消費者等に対し一層PRするとともに、供給体制の確立を支援する。

イ 地場産品・地元工業製品等の利用推進

- (ア) 地域経済を支える地場産品や地元工業製品等の積極的な利活用を促進するため、生産・流通・消費の交流を促進し、消費マインドを醸成するとともに、消費者ニーズを的確に把握した魅力的な商品を開発することにより、地場産品や地元工業製品等の市場競争力を一層向上させる。
- (イ) 生産関係者、流通関係者及び商工団体などの緊密な連携の下、地場産品の情報提供・発信を支援するとともに、各種イベント等を通して地場産品の普及・啓発を行う。
- (ウ) 県内の公設試験研究機関と大学及び企業等との連携強化による新たな商品の考案や、全国的世界的な競争力を持つ新技術・新商品及び新サービスの開発を一層支援する。

(3) 地域の宝再発見・再活用のための【観光交流資源活用プログラム】

県内の観光資源や文化施設、公共交通機関等の利活用についても「地元のを地元で活用する」という広い意味での地産地消としてとらえ、「地域の資源＝地域の宝」を再認識することにより、新たな地域づくりや交流の活性化につなげる。

ア 県内観光・レクリエーションの推奨

- (ア) 地域の豊かで多様な観光資源等の発掘、育成及び継承の取組みや各地域の特性を生かした企画を支援するとともに、県内向けの観光案内や商品造成、情報の提供等による県内各地域の地域間交流を促進する。
- (イ) グリーン・ツーリズムやエコツーリズムなど、地域資源を組み合わせた滞在型、体験型観光に対応する取組みを始めとする、多様な観光

需要をとらえたサービスの供給を支援する。

- (ウ) 本県の豊かな自然環境や歴史、文化等の観光資源を活用した教育旅行を促進する。また、イベント、会議など様々な機会をとらえて県産品等の利活用を促進する。

イ 県内文化施設や空港等を活用した交流の推進

- (ア) 本県の特色ある交流拠点施設等を活用し、豊かな自然とのふれあいや体験学習等を通じた生涯学習など、県内の都市部と農山村部の住民同士の相互交流を推進する。
- (イ) 県民空港としての福島空港利活用拡大のための施策を実施するとともに、県内企業等への福島空港、小名浜港、相馬港の積極的利活用のために広くPRを行うなど、人やものの交流を活発化する。
- (ウ) 会津線や会津鬼怒川線、阿武隈急行線を始めとした地域の公共交通機関の利活用促進のための取組みを支援し、地域の活性化につなげる。
- (エ) 観光関係団体との連携の下、県内の自然、歴史及び風土に根ざした「地域の宝」を主題とした魅力的な観光商品を開発し、県内外への情報提供や広報を行う。

(4) 各地域のまちづくりを進めるための【地域商業機能向上プログラム】

各地域の商店街や郊外大型小売店など商業機能を担う各事業者へ、県産品等の積極的な取扱いを促し、地域における農林水産業、製造業、商業・サービス業等との連携を促進する。

また、消費者の地域における購買行動の促進を図ることも広い意味での地産地消ととらえ、地域経済循環の活性化につなげる。

ア 大型小売店等の地域貢献

小売業は、地域密着型の産業として消費者である地域住民と直接の接点を有するという特性を持つ。中でも大型店は、地域経済に及ぼす影響が大きいことから、地域経済の独自性や地域の文化を重んじながら、地域に貢献することを推奨する。

イ 中心市街地の魅力向上

中心市街地は、地域のコミュニティや伝統・文化を支える「まちの顔」

として重要な役割を担っており、その発展や衰退は地域経済に重大な影響を及ぼす。

そのため、「集う」、「商う」、「住まう」の観点から、行政のみならずTMOや商店街、関係団体等が一層連携し、消費者が積極的に中心市街地で買い物をしたくなるような魅力あるまちづくりを進める。

TMO：タウンマネジメント機関。中心市街地活性化のための活動（業種養成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業など）をまちづくりの観点から総合的に企画・調整し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を運営・管理する機関。

5 全県的な運動の推進

このプログラムの推進に当たっては、副知事を議長とする「福島県地産地消推進会議」を中心に、引き続き、超学際的な視点の下、部局横断的に関係組織が相互に連携して取り組むものとする。

また、実効性を確保するため、各部局及び各地方振興局の取組状況等を定期的に調査し、進行管理を行う。

超学際：産学民官の分野・領域を超えて多様な知恵を結集するとともに、各主体が幅広く連携することにより、諸問題の解決を図ることである。

(1) 全県的な運動にするための普及・啓発

ア 本プログラムに基づく運動について、県民や市町村、関係団体等に広く周知し、県民参加により官民一体となって効果的に推進していく。

イ 地産地消についての総合的な情報提供・発信を推進し、県民各層の共通理解の醸成と、全県的な普及・啓発に努めるとともに、県民の主体的な活動を促すものとする。

ウ 10月、11月の「地産地消月間」を、地産地消推進の機運を高め、生産者、製造業者及び消費者等がより一層積極的に取り組む機会とする。

また、農林水産物は品目ごとに様々な旬があることから、旬の時期に合わせた関係団体等の自主的な取組みを促進する。

(2) 地域特性を生かした地域主体の取組みの推進

ア 地域における地産地消を推進するため、各地方振興局は、「地方地産地消推進会議」などを活用し、管内市町村との連携・協力の下、普及啓発やPR等の働き掛けを行い、各地域ごとに最優先で取り組むべき分野

に焦点を絞って推進する。

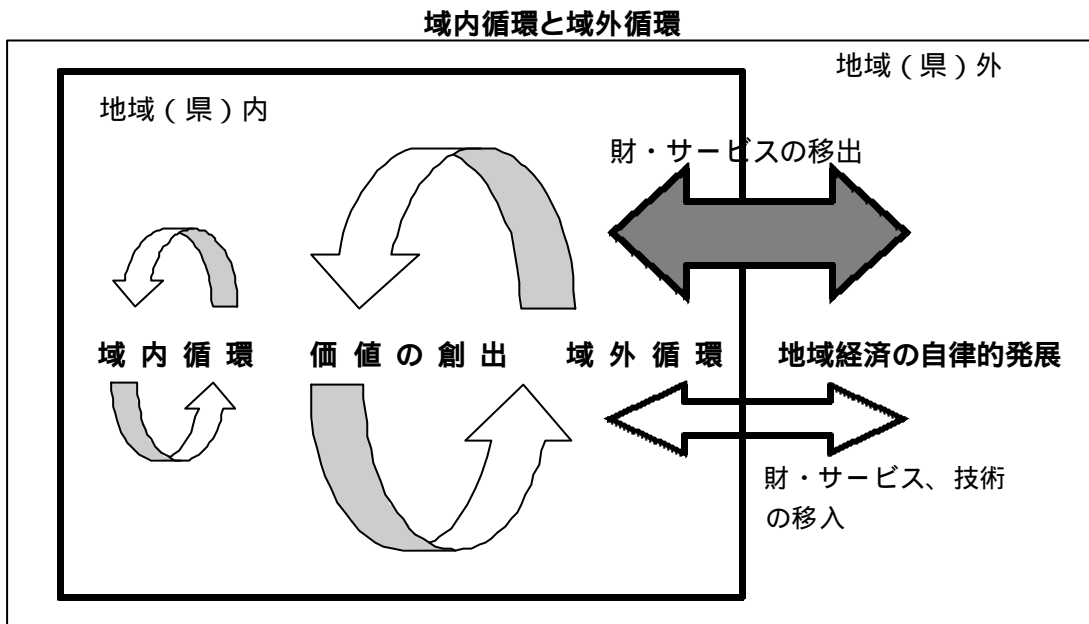
イ 各地方振興局管内ごとに地域の特色を生かした啓発のための運動を展開することにより、県民の地産地消への積極的な参加を促す。

ウ 地域の産業や資源に対する県民の理解を促進するため、地域における地産地消に関する情報の収集・提供を行う。

(参考資料) 福島県地産地消推進プログラム

1 「地域経済の循環」について

「地域経済の循環」とは、域内循環が活性化していくことで、域内資源を利用した財・サービスが価値を高めていくあるいは新たな価値を創出していく、域外に向けて移出していく域外循環につながり、域内経済の自律的發展に結びつくことと考える。



資源 : 農林水産物・地場産品、人材・知識・技術・ノウハウ、資金・金融、文化・歴史、自然・景観、施設、天然資源・エネルギーなど住民生活を支える要素

域内循環 : 住民生活を支える地域資源の消費活動が地域内で行われ、そこで発生する所得が地域に再び十分還元されること。

つまり、地域に生じる需要が地域内における最適な生産活動によって賄われ、そこで生じた所得が再び地域における消費活動を生み、地域産業の再生産・再投資へ向けられる。この循環が、常に地域経済の生産性の向上を維持しながら雇用面を下支えしつつ、新たに自律的な循環を作り出していかなくてはならない。その繰り返しが次第に、地域産業を育てる土壌をより豊かに育み、本県の独自性や特長となるまでに地域経済活動が一層厚みを増していくことにつながる。

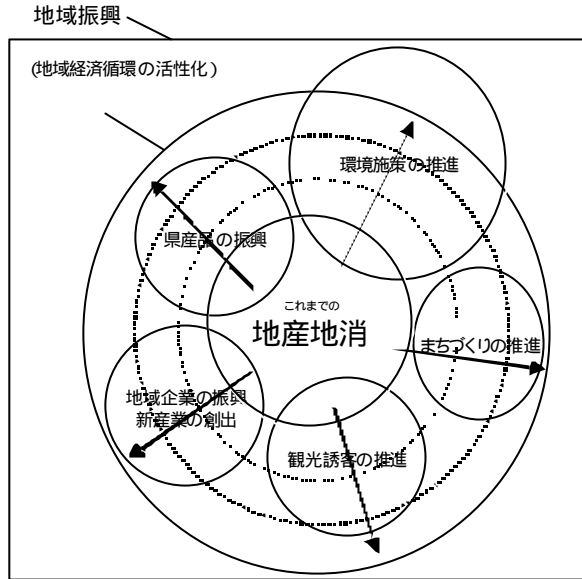
域外循環 : 域内資源を活用して新たな価値を創出することにより、地域外の住民の消費活動をも取り込むこと

「地域」の定義については、経済分析の上では、通勤・買い物など住民の日常の経済活動による「都市圏」とするが、実際の行政施策を講じる上では、行政区分としての 都道府県単位、 県内振興局単位、 市町村単位などの地域区分を用いる。

2 地域経済循環の活性化について

「地域経済循環の活性化」は、本県がこれまで取り組んできた「地産地消」に加えて、県産品振興・産業振興、観光振興、商業振興及び環境施策等を含むようとする、発展性のある概念として考える。

地域経済循環活性化の概念イメージ図



地域経済循環の活性化：域内循環、域外循環によって、本県地域のあらゆる「資源」が人と人とのつながりの中で有機的に循環することにより、本県独自の競争力ある「財・サービス」が創造され、本県地域経済が自立的に拡大再生産していくこと、ひいては持続可能な生活圏が構築されること

3 地産地消推進プログラムのレベルアップについて

